

平成25年3月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

平成25年3月12日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成25年3月12日午前 9時58分 議長 村田忠文

閉会 平成25年3月12日午前11時37分 議長 村田忠文

応招議員

2番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
6番	森田	泰雄	7番	古川	昭義
8番	村田	忠文	9番	丸山	久志
10番	中坊	陽	11番	谷田	操
12番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

2番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
10番	中坊	陽	11番	谷田	操
12番	木村	武壽			

欠席議員

6番	森田	泰雄	9番	丸山	久志
----	----	----	----	----	----

会議録署名議員の氏名

10番	中坊	陽	3番	木田	鈴美
-----	----	---	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 池田 清隆 議会書記 寺井 佳孝

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 汐見 明男 副町長 中谷 浩三

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	西島 栄治
理事兼保健医療課長事務取扱	加賀山 睦	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博
会計管理者・ 会計課長兼務	藤林 学	教育次長・ 山吹ふれあいセンター所長兼務	木田 修司
企画財政課長	脇本 和弘	税 務 課 長	中島 一也
住民福祉課長	嶋田 昌弘	高 齢 福 祉 課 長	花木 秀章
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	奥山 英高	建 設 課 参 事	畑中 智博
産 業 環 境 課 長	藤崎 裕司	いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	山口 敏彦
学 校 教 育 課 長	小川 淳一	社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	木村 坂次
学校給食センター所長	田村喜代一		

#### 議 事 日 程

別紙のとおり

#### 会 議 に 付 し た 事 件

別紙のとおり

#### 会 議 の 経 過

別紙のとおり

# 平成25年3月井手町議会定例会

## 議 事 日 程〔第2号〕

平成25年3月12日（火）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第9号 綴喜郡井手町と城陽市との間の介護給付費等の支給に関する審査会に係る事務委託の変更に関する協議について
- 第3 議案第10号 町道路線認定の件
- 第4 議案第13号 平成24年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 第5 議案第14号 平成24年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）
- 第6 議案第15号 平成25年度井手町一般会計予算
- 第7 議案第16号 平成25年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第8 議案第17号 平成25年度井手町水道事業会計予算
- 第9 議案第18号 平成25年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第10 議案第19号 平成25年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 議案第20号 平成25年度井手町介護保険特別会計予算
- 第12 議案第21号 平成25年度井手町公共下水道事業特別会計予算
- 第13 議案第22号 平成25年度井手町多賀財産区特別会計予算

## 議事の経過

議長（村田忠文） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦  
労さまでございます。

本日の会議に、丸山久志議員から欠席届が出ておりますので、ご報告いた  
します。また、森田泰雄議員より少しおくれるとの連絡がありましたので、  
重ねてご報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、  
平成25年3月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、中坊 陽  
議員、3番、木田鈴美議員を指名します。

日程第2、議案第9号、綴喜郡井手町と城陽市との間の介護給付費等の支  
給に関する審査会に係る事務委託の変更に関する協議についてを議題としま  
す。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 花木高齢福祉課長。

高齢福祉課長（花木秀章）

（議案第9号を朗読説明）

議長（村田忠文） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより、議案第9号、綴喜郡井手町と城陽市との間の介護給付費等の支  
給に関する審査会に係る事務委託の変更に関する協議についてを採決します。

議案第9号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議題第10号、町道路線認定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村建設課長。

理事(中村秀一)

(議案第10号を朗読説明)

議長(村田忠文) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) これは新設するところを先に認定されるということですが、普通、開発等で道路が新しくできるときには、業者が整備した道路を後から認定するということがあると思うんですけども、新設する前に認定するというやり方が普通なのかどうかということが1点。

どの程度の幅の道路をつくるのかというのが1点。

新年度予算はまだこれから審議ですけども、いつ、新年度にこの道路をつくらうとしているのかということが1点。

先に認定するということになりまして、そこは地建者が、町有地ばかりではないと思うんです。農道や林道があるのかもしれないけれども、地建者との話し合いをせずに先に認定してしまうというようなことがいいのかどうか。地建者との話し合いもされているのかどうか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村建設課長。

理事(中村秀一) ただいまの谷田議員のご質問にお答えします。

まず、新設道路の場合、事前に認定するのが普通なのかということですが、道路法第8条の第2項によりまして、そういう取り扱いが行われているということでございます。

道路幅につきましては、計画幅7メートルを予定しております。

予算につきましては、開発関連ということでございますので、開発事業者の方で道路を設置するという予定であります。

時期につきましては、開発にあわせまして、土等の搬出もございまして、開発の進捗にあわせて道路をつくっていくということになります。

地建者の対応につきましては、今後、詳細なルート等を検討する中で、対応していくという形になっていきます。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 今、延長も聞くのを忘れたので、延長もお願いしたいんですが、8条2項が新設の場合先に認定するという事になっているという規定やということはおわかってはいるんですけど、今まで市街地のミニ開発とかあって、住宅地が開発されたりするときに、完成してから本当にその道路がきちんとできているのかどうか、町がもらってもいい道路かどうかということも含めて見られて、形状等も、でこぼこのままやったら要らんと、きちんときれいなのにしてからちょうだいというようなことで寄附を受けて、それから認定してきたのではないかと思うんですけど、今回はそれとは扱いが何か違うのかどうか、お願いします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 延長につきましては約400メートルでございます。

今回の認定につきましては、開発区域内につきましては、谷田議員ご指摘のとおり今までもそういう形でやってきました。今回、その連絡道路ということもございまして、ただ、底地等の整理につきまして、先ほど私が申し上げました工事の事業主体につきましても事業者ということになっておりますので、引き取る前には十分道路の点検もした上で、問題のないものを引き取るという形に進めていく予定でございます。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 新設する場合に先認定してからということがあり得るのはわかってるんですけども、これ、民地でしょう、全部。7メートル幅という、延長400メートルで7メートルということになると、かなりな面積になりますから、それは業者が買収をするということになるかと思うんです。その地点がまだはっきりしない、これからルートを選定するという中で、終点と起点だけは認定してしまったら、そんなに簡単に動かさないとと思うんですけども、あくまで先に認定しなければならない理由があるのであれば、認定しないと工事にかかれない何か理由があるのであればわかるんですけども、そうでないのだったら、やっぱり普通きれいに整備してもらった後寄附を受けて認定するという方が、もうルートも確定してるし、地建者との話し合いも町が勝手に先に認定したんだという話にもならないし、いいのではないかと思いますけれども、再度、そういうふうにしたら困る事情というか、何か理由があるんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 何回も申し上げておりますが、まず、道路法に基づいているものであります。

あと、道路認定を行う効果につきましては、道路区域を定めることで土地の利用制限が生じてきます。それに伴いまして、土地の所有者につきましては公共事業に対する税の優遇を受けるといような措置もございまして、今回認定をするものでございます。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより、議案第10号、町道路線認定の件を採決します。

議案第10号は原案のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。よって、議案第10号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第4、議案第13号、平成24年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 加賀山保健医療課長。

理事（加賀山睦）

（議案第13号を朗読説明）

議長（村田忠文） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 一般会計からの繰り入れは年度内に繰り入れていただくということで結構ではないかと思いますが、高額医療の問題で、これも補正の理由ということで言われましたけども、昨日の審議の中でも高額医療費を生む疾病の例として幾つか挙げられて、筋肉性の疾患、ミオパチーとかくも膜下出血とかがんとか人工透析ということだったんですけども、筋肉疾患とかくも膜下なんかでも、発症されてから、人によって差はあるけれども障害者になれる例が多くて、福祉医療に移行していかれるということが多いと思うんです。がんは進行が早いのでそういうことにならないことが多いと思いますが、少なくとも人工透析に関しては、透析始められたらほとんどの方が福祉医療の適用になっているのではないかと思うんです。それで国保財政を圧迫している理由としてそういう病名が挙げられるというのが、私、よくわからないんですけど、福祉医療であれば一般会計の福祉医療費の方で医療費は出ていくのではないですか。

議長（村田忠文） 加賀山保健医療課長。

理事（加賀山睦） ただいまの病名を挙げていただいているご質問なんですけど、ただいま、もと保健の国保の方は基本的には7割の負担をしております、3割分の自己負担分が福祉医療としての対応ということで、障害の認定を受けられて、例えば透析でしたら障害を受けられるわけですし、しかし7割分は



国保が給付しなければならないという制度になっておりますので、よろしく  
お願いします。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより、議案第13号、平成24年度井手町国民健康保険特別会計補正予  
算（第2回）を採決します。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。よって、議案第13号は原案のとおり可  
決されました。

日程第5、議案第14号、平成24年度井手町公共下水道事業特別会計補  
正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸）

（議案第14号を朗読説明）

議長（村田忠文） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより、議案第14号、平成24年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）を採決します。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。10時35分より。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時34分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第6、議案第15号、平成25年度井手町一般会計予算から、日程第13、議案第22号、平成25年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第15号、平成25年度井手町一般会計予算の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 協本企画財政課長。

企画財政課長（協本和弘）

（議案第15号を朗読説明）

議長（村田忠文） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一）

（主な事業の説明）

議長（村田忠文） 次に、議案第16号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 加賀山保健医療課長。

理事（加賀山睦）

（議案第16号を朗読説明）

議長（村田忠文） 次に、議案第17号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸）

（議案第 17 号を朗読説明）

議長（村田忠文）　引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文）　松山上下水道課長。

理事（松山正伸）

（主な事業の説明）

議長（村田忠文）　次に、議案第 18 号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文）　松山上下水道課長。

理事（松山正伸）

（議案第 18 号を朗読説明）

議長（村田忠文）　引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文）　松山上下水道課長。

理事（松山正伸）

（主な事業の説明）

議長（村田忠文）　次に、議案第 19 号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文）　加賀山保健医療課長。

理事（加賀山睦）

（議案第 19 号を朗読説明）

議長（村田忠文）　次に、議案第 20 号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文）　花木高齢福祉課長。

高齢福祉課長（花木秀章）

（議案第 20 号を朗読説明）

議長（村田忠文）　次に、議案第 21 号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文）　松山上下水道課長。

理事（松山正伸）

（議案第 21 号を朗読説明）

議長（村田忠文） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸）

（主な事業の説明）

議長（村田忠文） 次に、議案第22号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 脇本企画財政課長。

企画財政課長（脇本和弘）

（議案第22号を朗読説明）

議長（村田忠文） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑は、各会計名並びにページ数を明示の上、  
質疑願います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。

本8件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置  
し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第15号、  
平成25年度井手町一般会計予算から、日程第13、議案第22号、平成2  
5年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件については、予算特別委員  
会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会  
条例第6条第1項の規定により、議員全員を予算特別委員会の委員に指名し  
たいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしまし

た議員全員を予算特別委員会の委員に選任することに決しました。

ただいま予算特別委員会の委員も決まりましたので、ここで休憩いたしたいと思います。休憩中に特別委員会を開いていただきまして、正副委員長の互選をお願いします。なお、その結果を報告願います。

それでは暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 35 分

再開 午前 11 時 36 分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、休憩中に開会されました予算特別委員会より正副委員長の互選結果の報告がありましたので、ご報告いたします。

予算特別委員会の委員長には岩田 剛議員、副委員長には丸山久志議員と決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は3月26日午前10時から会議を開きます。

散会 午前 11 時 37 分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 村 田 忠 文

署名議員 中 坊 陽

署名議員 木 田 鈴 美